

平成23年度
学校教育計画



大阪府立河南高等学校

目 次

1 学校教育活動の方針	
(1) 学習指導の方針	… 1
(2) 特別活動の方針	… 3
(3) 道徳教育及び生徒指導の方針	… 7
(4) 進路指導の方針	… 8
(5) 人権尊重の教育の方針	… 9
(6) 健康管理と指導の方針	… 1 1
(7) 学校組織の運営方針	… 1 4
(8) 教員の研修方針・研修計画	… 1 5
2 校務分掌	
(1) 校務分掌表	…
(2) 学年主任、ホームルーム担任一覧表	…
(3) 児童・生徒会活動、部活動担当者（顧問）一覧表	…

1 学校教育活動の方針

(1) 学習指導の方針

1. 教育内容の研究

(ア) 教育課程

今年度は現行教育課程に基づいた教育活動を行う。来年度は数学・理科で新教育課程を先行実施するほか、各学年の教科単位数は昨年度決定した新カリキュラムに基づいて配分する。2013年度からは全教科学年進行で実施となっている。新カリキュラムについては今年度中に細部の詰めを行う。

(イ) 成績評価

教科内での到達目標の明確化、考査問題・成績評価の研究に努める。また、考査の適正実施にも留意する。

2. 教科指導、HR指導

(ア) 授業規律の確立をめざす。

現状に於いて授業規律はほぼ確立されているが、生徒の変化をふまえチャイム着席の不徹底・遅刻・授業遅刻・教科書類の放置について、担任・教科が一致して厳しく指導にあたる。

(イ) 授業力のさらなる向上を図る。

前項でも触れたが、生徒は変化しつつある。この変化しつつある生徒に対応し、さらに学力の向上を目指すためには、我々も授業のあり方を再構築する必要があると思われる。授業力のさらなる向上のための方策を検討する。

(ウ) 生徒の学力実態・不振者等の状況把握を進める。

成績会議や教科学年会のみでなく、学年担任団と教科担当者の中で日常的に連絡を密にして共通理解を図る。また、各教科においても教科会議等でその状況を十分把握し、同一学年において担当者によって指導に著しい差異が出ることをないように担当者間の連絡を密にする。

(エ) 学力不振者の指導および進路保障のための補習、講習等を整理・強化していく。

(オ) 不登校生徒の指導、対策を教育相談員会と連携しながら研究する。

(カ) 保護者との連絡を密接にとる。

3. 学習習慣の確立

常の指導に加えて、6月、11月の行事の少ない時期を中心に各部・学年の協力のもとに、学習に対する意識を深めさせる取り組みを行う。6月、11月の学習月間を教務部、生指部、学年団の協力体制のもとで充実させる。6月は、生活、学習状況の点検、講演、学年段階に応じた取り組み等を実施する。11月は、進路実現計画、学習意欲の向上、学習習慣の確立をめざす取り組みを実施する。又、土曜日の活用として後援会の援助により、「土曜講習会」を実施、自学・自習の習慣づけを行う。

4. 学習指導の改善と留年・退学の防止

(ア) 教科・学年会、学期毎の成績会議にて全教職員が学習到達度の低い生徒についての状況を把握し、生活指導の面からも学習の促進に協力する。

(イ) 日常的に教科担任と学級担任との連絡を密にし、放課後の学習相談・補習を実施し、休業中にも指名補習を行い、学習の遅れを早期にとりもどせるようにする。

(ウ) 保護者・家庭との連絡を密にし、家庭訪問、保護者の来校等を通じて家庭と協力し指導する。

(エ) 教育相談委員会との情報交換を密にし、学習状況や欠席状況を常に把握する。不登校や学力不振の原因を早期に発見するとともに、全教職員のカウンセリングマインドの高揚を図る。

5. 年間授業日数の確保についての措置

年間行事計画の立案にあたっては、学校行事の精選に努め、教科の授業時数が欠けることを極力避けるように配慮する。さらに曜日の不均衡是正を行うとともに、第3学年については、7・8月下旬に補充授業を実施、第1・2学年においても8月下旬から授業を開始する。また、欠講が出たときは当該教科で課題を用意しておき、指導にあたる体制をとる。

6. 学校図書館の利用指導及び読書指導計画

豊かな人間性を育成することは高校教育の大きな目標のひとつであり、その達成には多様な読書が不可欠であろう。図書館は生徒の読書活動のみならず、自学自習の方法と習慣の確立を支援するため、教科・学年からの情報を集め利用者の声を聞いてその活動を活性化し効率的に利用できるようにする。

(ア) 図書館利用について

- ① 時間確保の問題を考えながら新入生に対するオリエンテーションに重点をおき、新たな積極的利用者の増大を図る。
- ② 選書も含め、生徒の要求・傾向と図書館の目標・理念とのギャップの調整策を考える。
- ③ 利用者の質・量両面での要求に答えるため、資料・情報の充実をはかる。
- ④ 各教科・各部との連携を深め、効果的な展示のできる特設コーナーの設置やそのPRなどにより、授業や行事に関連する図書・資料の迅速な紹介と提供に努める。
- ⑤ 図書館活動をより充実させるため、委員会活動をより活発化し広報等に生徒の力を活用する。
- ⑥ 「新蔵書管理システム」の蔵書入力・バーコードの貼り付け等は昨年度に引き続き行うことで更に充実させ効率よい利用方法を確立する。

(イ) 選書および蔵書整理に関して

蔵書構成の適正化を目指し、長期的観点からの選書計画の立案・廃棄基準の策定を今後も検討し、選書に際し利用者の要求に答える方法を検討する。

(ウ) 広報について

- ① 生徒参加による図書館報の発行を継続し、積極的に推奨図書や新刊の紹介を行う。
- ② 諸方面との連携を深め、「河南ライブラリー」をより充実したものにする。

(エ) 多くの予算を必要とする長期的計画について

- ① 書庫の位置づけを含め、蔵書収容施設の有効な運用について長期的な見通しをたてる。
- ② 図書購入予算をはじめ図書館利用の高度化に要する予算の確保・増額について考える必要がある時期にきており、全体的な検討を求める。

(2) 特別活動の方針

1. 本年度の達成目標（基本方針）

(ア) 民主的な人格形成をめざし、集団づくりと、生徒の自治を推進させる。

① 学級集団づくり

1. 各学年はそれぞれ具体的な到達目標を定めるために、年度当初に各学級担任が、HRづくりの方針を出しあい、一致する点を各学年担任団の方針として確認する。
なお、その方針は、全体に明らかにし、教職員の理解と協力を得て目標を達成する。
2. クラス役員にHR委員会の場を保障し、クラス活動をスムーズに運営する。
3. 担任は生徒の実態を正しくとらえるため、日常の生活の中から、生徒のたつ基盤や背景（家庭、交友状況）などを正確につかむ必要がある。また学年団内部における情報交換・交流は、大きな意義をもつものとして推進にむけての努力をする。
4. 日常的な生活のリズムや規律の必要を考えさせ、基本的な生活習慣の確立を目指す。特に、遅刻・欠席・早退などは教務部との連携をはかり、家庭との連絡を密にする。
5. 生徒自身がクラスの一員であることを自覚し、互いを思いやることの出来る居心地の良い仲間作りを目指す。
6. 各学級担任はHR活動の内容について考慮し、生徒の学習意欲を伸ばすための取り組みについても検討する。

② 自治会活動

1. 執行部

執行部の活動が全校生の前に明らかになるような実践の中で、その力量をのばす。

2. 生徒議会

生徒議会は定例の議会の他に必要に応じて随時行う。執行部の交流をはかるとともに、HR活動の実情の把握、さらにクラスづくりが全校集団に発展していく方向での取り組みのあり方を模索する。

3. 行事

下記行事を行うが、具体的には執行部で立案し、全体にはかる。

4月 新入生歓迎会・クラブ編成・春季ペナント・前期役員選挙

7月 リーダーズ講習会

9月 河南フェスティバル、体育大会

10月 後期役員選挙

11月 学校説明会

3月 リーダーズ講習会

4. 指導体制

自治会指導は、自治会顧問団（自治会主担・自治会係・運動部長・文化部長）が中心となって学年特活係との連携でこれにあたる。

自治会本部と各クラスとの連携をはかる上から、クラス委員の組織的な動かし方を研究する。自治会予算のあり方の検討を行うとともに、その改善をはかる。

③ クラブ活動及び諸行事

<文化クラブ>

1. 河南フェスティバルは、9月10日（土）・11日（日）に実施予定。
2. 文化クラブの活性化を考えリーダーズ講習会を実施する。リーダーズ講習会は7月1

4日（木）・3月9日（金）に実施予定。

3. 各クラブがそれぞれ独自性を生かして参加でき、相互刺激を受け、新入生に活動をアピールできるような場を設定する。
4. 各クラブ発表の場を、日常的なレベルで保障する。
5. 各クラブ室など、活動条件をできるだけ保障するように努める。

<運動クラブ>

1. クラブの円滑な活動を推進し、またクラブ相互の交流・親睦をはかるためリーダーズ講習会を実施する。
リーダーズ講習会は7月14日（木）・3月9日（金）に実施予定であるが、時間・内容を検討する。
2. 各クラブで保護者との話し合いの場を設定し、クラブ活動への理解を求め、相互の協力体制をつくっていく。

<その他クラブ活動全般の問題>

1. 文化・運動各クラブは、本年も活動日誌を活用し、安全指導に資する。
2. 各クラブは部員の委員会活動を保障する。
3. 定期テスト1週間前から、すべてのクラブは活動を停止する。（全生徒を学習に専念させる）ただし、公式試合がある場合、顧問付き添いのもとに活動を許可する場合がある。
4. 5時下校時刻を守る。それ以降の活動はクラブ顧問等が付き添い、全員下校を確認する。
5. 休日のクラブ活動は必ず顧問が付き添い、正門の開錠及び終了時には全員下校の確認と使用場所・正門の施錠をする。

(イ) 基本的な生活習慣を確立させ、自主的に規律を守る力をつけていく。

- ① 本年度の重点目標として、次の7点に取り組む。実際の指導については、担任・学年を中心に全教職員が共通認識を持ってあたるようにする。
 1. 時間を守る習慣をつけさせ、遅刻をなくすようにする。
 - ・年度当初より生活指導部を中心に積極的に取り組み、各学年にも協力を求める。
 - ・具体的には、昨年度と同形態の遅刻指導強化期間の設定、朝の正門での立ち番・担任や教科担当からの呼びかけ・授業遅刻も含めた遅刻生徒への注意などを徹底する。
 2. 全校集会などを通して、全体で話を聞く態度を身につけさせる。
 - ・特に自治会の集会などには生徒が自主的に取り組めるように指導する。
 3. 頭髪指導を定期的実施し、染色、脱色のないように指導する。
 - ・考査時や集会など、必要に応じて担任団を連携をとりながら点検を実施する。
 - ・定期の頭髪点検時以外でも、目立つ生徒に対しては随時指導を行う。
 4. 服装・装飾品などの違反をさせないようにする。
 - ・違反が分かりしだい全職員で預かり指導をする。
 5. 盗難被害、喫煙行為をなくすように努力する。
 - ・生活指導部を中心とし、必要に応じて全職員で巡回体制を整える。
 6. 交通安全指導の見直しをはかる。
 - ・自転車通学については今年も許可制をとり、交通安全や駐輪マナーについての指導にあたる。

・単車指導については、「三ない運動」を推進してきたが、高校生の多くが免許を取得している現状もふまえ、届け出制による免許取得者対象の交通安全指導を実施することも検討課題である。

7. 携帯電話の指導

・「原則は持ち込み禁止であり、やむを得ず持ち込んだ際には電源を切る。」というルール徹底を図る。

2. 本年度の体制

(ア) 校内体制

上記の目標を達成するために、教職員の一致した指導と、保護者の協力及び連携を求める。

① 学年担任団

クラス担任が生指方針に添って、それぞれのクラスづくりの方針を出し合う中で一致点を確認め合い、学年目標を確認する。なお、この目標は、全体に明らかにし教職員の理解と協力を得て目的を達成する。

② 特活委員会

1. クラス作りについて、より具体的な方法を明らかにしていく。そのためにも、各担任がどのような課題を抱えているかを特活委員会で交流し、各学年・クラスの取り組みの現状を明らかにしながら、対策をたてていく。
2. 自治会顧問団と学年特活係の連携を深め、行事等を企画立案していく。
3. 学年特活係を通じて特活委員会と各学年との連携を深め、生徒の自治意識を育て高める様努力する。
4. 風紀委員会や学年風紀係との連携を密にし、規律についての指導体制を確立する。
5. 地元中学校等、地域との連携を推進していく。

(イ) 保護者との連携

- ① 保護者との連絡を密にし、いろいろな情報交換をもとに、生徒指導にあたる。
- ② 河南高校の規則については、保護者にも理解と協力を求める。

(ウ) その他、生指部関係の行事活動

- ① 他の部との連絡・交流を進める。遅刻、学習規律、ゴミの分別など
- ② 今後検討していく問題
 - ※行事の配置・精選
 - ※クラブ活動の活性化
 - ※教育相談係と連携を密にする。

(エ) 教育相談活動の充実

① 教育相談委員会

生徒の健全な学校生活を支援し、また中退防止のため、関係教員ならびに保護者との連携を密にしながら、生徒の現状（長欠・頻欠・遅刻等）を的確に把握し、その対策を早期に検討する。また内容によっては、外部専門機関とも連携をとりながら、生徒の成長を支援していく。

② 生徒相談室

1. 多感な青年期の生徒たちの日々の悩みや相談に応じるため、生徒相談室を開設している。本年度はスクールカウンセラー・スーパーバイザーの配置校ではないが、スクールカウンセラー・スーパーバイザーの巡回予定表に基づいて活用するとともに、生徒相談室を核に、教員・生徒・保護者・関係機関での緊密な相談活動を継続している。

2. 担任、保健室とも連絡をとりながら、呼び出し面談を行い、問題を抱える生徒に早期に対応する。
 3. 保護者の相談にも応じ、家庭との連携につとめる。
- ③ 外部機関との連携
1. 富田林子ども家庭センターと連携し、必要に応じて保護者、教職員の相談に応じていただく。
 2. 主に不登校をはじめ配慮を要する生徒への教員側の対応などについて相談し、アドバイスをいただいている。
- ④ 研修会の実施
1. 外部講師を招き、スクールカウンセラー・スーパーバイザーの事例対応のアドバイスを受ける。
 2. 教員が不登校等の生徒の現状を的確に把握するため、事例研究会、研修会等を企画する。

(3) 道徳教育及び生徒指導の方針

1. 本年度の達成目標（基本方針）

(ア) 人権尊重の精神の育成と道徳的情操の発揚

(イ) 基本的な生活習慣の確立と自主的に規律を守る力の育成

① 個別指導

1. 多様化した生徒のそれぞれについて、保護者等との連絡を密にし、生育歴・家庭環境・地域社会の特徴を的確に把握し、心情的傾向を科学的に考察し問題の早期発見に心がける。
2. 生徒の指導に当たっては、その問題点を的確にとらえ教師集団の共通理解のもとに充分の配慮と愛情をもって生徒理解につとめる。特に教育相談委員会との連携を密にし、適切な指導を実施できるようにする。

② 集団指導

授業・自治会活動・ホームルーム・部活動・学校行事等各機会を通じて行う。特にホームルーム活動は週1時間あて、きめのこまかい計画をもって指導にあたる。

2. 実施にあたっての留意点

(ア) 道徳教育

生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、自主・自律の精神、社会連帯の精神を養い、市民社会のルールを守らせるため、教職員の共通理解のもと年間指導計画を作成し特別活動やホームルーム活動を通じて指導の徹底を図る。

総合的な学習の時間等で「志（こころざし）学」を実施し、道徳的情操の発揚に努める。

(イ) 生活指導

① 交通安全教育、薬物乱用防止教育

1. 交通安全講習会を開催し、正しい交通ルールを身につけさせる。
2. 薬物乱用防止教室を開催し薬物の心身における健康への悪影響を理解させるとともに、正しい判断力、行動力を身につけさせる。

② 遅刻指導

遅刻指導強化期間の設定、正門での朝の立ち番、担任や教科担当からの指導等をおこなう。

③ 携帯電話の指導

「原則は持ち込み禁止であり、やむを得ず持ち込んだ際には始業から終業まで電源を切る」というルールを確認するとともに、使用についてのマナー等も指導する。

④ その他

1. 情報委員会とも連携し教務事務の能率化とデータの有効活用をめざし、コンピューター利用について研究、発展を図る。
2. 人権尊重の精神を発揮し個人の尊厳を守りつつ、少額であっても他人の財産を脅かす行為をさせないよう細かい対策をすすめていく。

(4) 進路指導の方針

1. 本年度の達成目標（基本方針）

- (ア) 生徒の職業観・勤労観を育成する。
- (イ) 生徒が進路情報を自ら入手・選択し、その情報を基に自らの進路を決定できる力を養う。
- (ウ) 生徒自身が、現実の進路と向き合い、希望の進路を実現するために必要な能力を育成する。

2. 実施にあたっての留意点

(ア) 職業観・勤労観の育成（キャリアの形成）

- ① 1年での進路適性検査「R-CAP高校版」の実施と利用
- ② 職業人などによる講演会の実施
- ③ 大学生による体験談や大学における模擬授業の実施
実習生による進路講話を実施。大阪大谷大学における模擬授業の実施にむけて協議する。
- ④ 総合学習との連携

(イ) 進路情報の入手・選択、情報の基づく進路決定

- ① 進路情報室の利用の推進
- ② インターネットによる進路情報の検索
- ③ オープンキャンパスへの参加の推進
各学校で実施されるオープンキャンパスへは、実際に自分自身の五感で学校や施設の情報を得ることができる。
実感を伴った志望校選びのためにも、積極的に参加するように指導する。
- ④ 公開授業・体験授業への参加の推進・大学バス見学会の実施
- ⑤ データの活用
成績・模試など、データの活用を進め、学年との連携を深める。スタディサポートなどの利用について研究する。本年度より3年をかけて順次、スタディサポート・模試の結果と進路結果についての相関についてデータ化できる態勢を構築する。

(ウ) 進路実現のための能力の育成

- ① 講習の実施
3年の進学講習だけではなく、1年、2年においても実施を検討する。また、サテライン講座の効果的な利用を図る。
- ② 模擬試験の学校実施
後援会主催の模擬試験の学校実施を継続する。さらに校外模試の案内についても積極的に発信する。試験問題の事後の活用についての研究を深める。（講習会との連携を研究する）
- ③ 進路自習室の整備
進路自習室を生徒の学習意欲を刺激する拠点として、更なる施設の充実を図る。また、受験マイレージを学習マイレージへと変更し、進路の手引に掲載することで、自らが学習する姿勢を涵養する。
- ④ 後援会主催による土曜講習会への協力
後援会が主催となり計画している、土曜日の利用の一手段としての勉強会への協力を行う。

(5) 人権尊重の教育の方針

1. 本年度の達成目標（基本方針）

- (ア) 広く人権にかかわる問題を学習し、人間の尊厳とその権利意識の営為に学び、自他ともに人権を自覚し、尊重する態度を養う。
- (イ) 豊かな人間性を築くために必要な教養や学力を身につけ、主体的な生き方ができるようにする。
- (ウ) 学級、クラブ活動を通じて、友情や思いやりの心を大切にし、他者の立場にたって行動できる豊かな人間性を育てる。
- (エ) 広く社会に眼を向け、経済や教育、福祉の問題を自己の課題と捉え、理解し、問題提起できる社会的意識を涵養する。
- (オ) 世界の動向に眼を向け、平和への意識を高め、国際人としてふさわしい資質を育てる。
- (カ) 全教職員に対し、この人権尊重の教育に資するための必要な研修を行ない、人権についての認識を一層深める。

2. 実施にあたっての留意点

- (ア) 人権尊重の教育は、生徒の発達段階に応じて、すべての教職員が、それぞれの教科・分掌・職掌において、学校活動のすべてを通じて実施する。
- (イ) その際、これまでの成果の上にたち、新しい教育実践を模索する。そのために、すべての教職員は、積極的に幅広い知識・情報を求め、学校内外の実践に学び、自己啓発に努める。
- (ウ) 上記の達成目標の実現のためには、教職員の創意と主体性・自立性が十分に発揮されることが不可欠である。そのためには、教職員の自由な研究と討議および研修の機会が保障されなければならない。

[表] 人権教育計画

1. 第一学年				
実施予定日	形式	内容	使用資料	備考
5月19日	HR活動	年間目標討議		
6月2日	HR活動	文化祭を考える		
6月30日	HR活動	文化祭討議（人権に配慮して）		
7月14日	夏季課題	読書感想文（人権関係書籍紹介）		
1月19日	学習講演会	未定		
2月16日	HR活動	年間活動のまとめ		
2. 第二学年				
実施予定日	形式	内容	使用資料	備考
5月19日	HR活動	年間目標討議	随時作成	
6月2日	HR活動	人権の観点から文化祭を考える		
7月14日	夏季課題	読書感想文（人権関係書籍紹介）		
11月24日	学習講演会	映画鑑賞		
2月16日	HR活動	年間活動のまとめ		
3. 第三学年				
実施予定日	形式	内容	使用資料	備考
5月12日	HR活動	年間目標討議	随時作成	
6月2日	HR活動	人権の観点から文化祭を考える		
7月14日	夏季課題	読書感想文（人権関係書籍紹介）		
11月17日	学習講演会	映画鑑賞又は講演会		
12月1日	HR活動	年間活動のまとめ		
4. 教職員研修計画				
実施予定日	形式	内容	使用資料	備考
4月21日	人権教育研究委員会	・年度当初打ち合わせ ・各種委員決定 ・今年度の課題討議	随時作成	
5月12日	人権教育研究委員会	・年間計画作成		
5月31日	オリエンテーション （対教育実習生）	・教科・H.R.指導における留意点		
6月9日	教科学年連絡会議	・生徒・学年状況の交流		
6月23日	人権教育研究委員会	・フェスティバルに向けての留意点討議		
10月6日	人権教育研究委員会	・フェスティバル・体育大会における 人権的観点からの総括		
11月10日	教科学年連絡会議	・生徒・学年状況の交流		
12月上旬	教職員研修	・未定		
2月下旬	人権教育研究委員会	・年間総括		
（参加型研修について）				
実施予定日	形式	内容	対象	講師等
12月上旬	校内研修		全教職員	未定
5. 教科における人権学習の取り組みの有無とその内容				
科目名	内容	等		
家庭科	校外学習	高齢者介護に関する校外学習（第2学年希望者）		

(6) 健康管理と指導の方針

1. 学校保健計画

(ア) 主体管理

生活習慣（偏食、運動不足、喫煙、飲酒、疲労）が心身の健康に大きな影響力を与えることが明らかになっている。そのために生徒の生活習慣の実態を把握し、誤りを正させて、望ましい生活習慣の確立に努めさせる。また、疾病の早期発見に努め、保護者との連絡を密にして治癒の完全を期すことにより、心身ともに健康な生徒の育成に努める。さらに、感染症や食中毒予防に努めさせる。

- ① 正しい食生活の指導に努める。朝食をとらないことや、清涼飲料水・インスタント食品等のとりすぎによる弊害を啓発し、保護者に対しても栄養バランスの良い食事の重要性を訴えていきたい。
- ② 感染症や食中毒予防のために石鹸での手洗いやうがいの励行を習慣づける。
- ③ 正しい姿勢を保つように、授業中、注意していく。
- ④ 喫煙・飲酒・薬物の弊害を啓発する。
- ⑤ 4月に、全生徒の健康調査を実施し、健康実態の把握をする。
- ⑥ 障害を持つ生徒については、実態の把握とともにその生徒の学校生活環境に何か必要であるかを検討する。
- ⑦ 定期健康診断の発育測定・機能測定については全教職員が協力して正確、万全を期し、あわせて医師による検診で疾病の早期発見に努めるとともに事後指導の徹底を図る。
- ⑧ 心臓疾患・腎臓疾患・肝臓疾患等の内部疾患を持つ生徒の健康管理を徹底する。
- ⑨ 心の問題については教育相談委員会、関係職員、保護者と連携して対応する。
- ⑩ 正しい眼鏡・コンタクトの使用、適切な照度、視る距離と姿勢について指導する。
- ⑪ 糖分のとりすぎに注意させながら齲歯予防を指導する。また、歯周病が増加していることから歯肉炎、歯垢付着の予防や治療についても保護者と連携して効果をあげる。
- ⑫ 保健だよりを継続的に発行し、保健意識の高揚を図る。

(イ) 環境管理

① 清掃美化

1. 全校生徒に清掃を分担させ、全教職員がその監督に当たり、清掃の仕方を指導する。
2. 清掃監督に生徒清掃当番表がわたるように担任に協力を依頼し、清掃指導の徹底を図る。
3. 各分担箇所の清掃監督教職員は、原則として毎日清掃点検をする。
4. 清掃係は、保健委員の協力により、学校全体、学校周辺の清掃美化に務める。（1・2学期に清掃強化週間を設ける）
5. ゴミの分別を徹底させる。食堂のゴミは、必ず食堂へ持っていくように指導する。
6. 良い環境づくりへの意識を高める。生徒の手で教室内外の美化に努めさせるとともに通学路周辺の美化に努める。

② 衛生

常に身のまわりを清潔にする習慣を養わせ、併せて環境衛生に対する関心を高める。一方、水質検査・空気検査や点検を計画的に実施して、生徒の衛生意識の向上を図る。

1. 教室内の換気に努める。特に冬季は室内の空気汚染の防止に留意する。
2. 授業時、どの生徒にも黒板の文字が見えるよう机の配置等に配慮する。

3. 学校薬剤師と協力して次の環境衛生検査を実施し、より衛生的な環境の整備を図る。
(飲料水水質検査・プール水質検査・空気検査・照度検査)
4. 悪臭除去、害虫駆除に留意する。

2. 学校安全計画

(ア) 事故防止

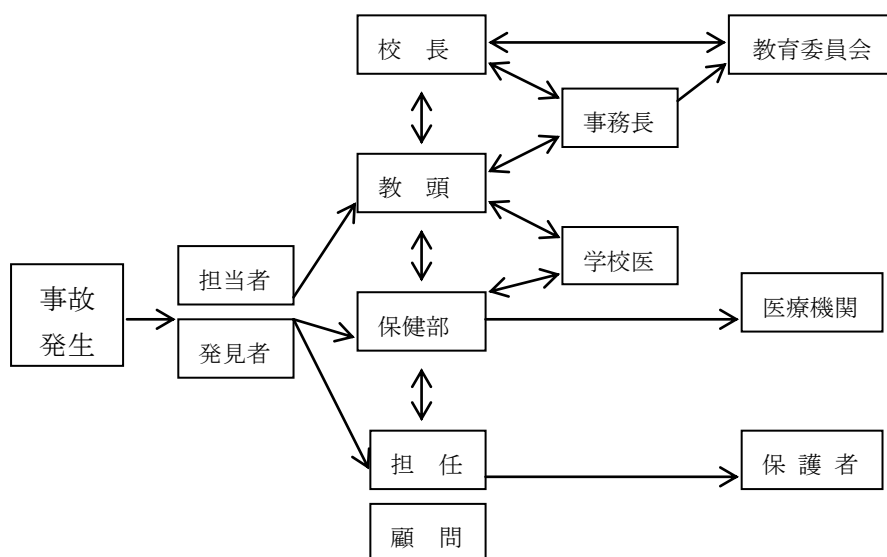
危険物の持ち込みを禁止する。コールドスプレーや制汗スプレー等はゴミとして捨てずに持ち帰らせる。ペイントスプレーは使用禁止。あらゆる機会を利用して、事故防止の徹底を図る。また事故発生時には適切な対応に全力を尽くす。

(イ) 安全

日常の諸活動における安全に留意し、安全意識の向上と事故防止に努める。緊急事態発生に備え、避難緊急対策を確立し、円滑かつ的確に対応できるよう周知徹底を図る。そのために安全避難訓練にも重点をおく。一方、安全点検を計画的に実施し、事故を誘発しない環境整備にも努力する。

(ウ) 留意点

- ① 泊を伴う校外学習では、全参加生徒に問診票を配布し、希望者と要管理者について事故防止検診を実施する。なお、運動部の合宿等については参加者全員対象で事故防止検診を実施する。また、泊を伴わない校外学習では、必要に応じて健康相談を実施し、安全に万全を期す。健康上問題のある生徒については、校医の指示に従って、参加・不参加の判断をする。
- ② 運動場所の使用協定を設け、事故防止に留意する。体育授業時・部活動時・休憩時等における安全については、関係教職員の適切な指導を求める。
- ③ 設備・施設の安全衛生面に留意し、安全点検を学期末に実施する。安全点検は施設管理責任者と清掃監督教職員が所定の点検表を用いて行い、係は結果を集約して安全衛生の適切な措置をするとともに、必要に応じて改善を要望する。
- ④ 緊急事態発生に備え、春には避難経路、避難場所等の確認を中心とした避難訓練を行い、秋には消防署と連携をとり、全校生徒の総合避難訓練を実施する。
- ⑤ 防犯、交通安全、薬物乱用については、生活指導部と連携する。
- ⑥ 生徒の疾病及び事故発生時の処置



[表] 年間保健安全計画

	主体管理	清掃美化	安全・衛生	全般
4月	8日(木) 保健調査・心臓アンケート 体育実技相談 14日(木) 歯科検診(午後) 19日(火) 1年心臓・結核検診(午後) 21日(木) 内科・聴力検診(午後) 25日(月) 検尿(1次) 26日(火) 検尿(1次)	清掃分担表提出 清掃用具点検 8日(木) 大掃除(ワックス)、清掃用具の点検 【1年教室は2年が担当、特別区域は3年担当】 *清掃監督教職員による生徒への清掃方法指導月間	22日(金) 校内ウォータークーラー水質検査	1日(木) 保健部会(方針等) 8日(金) 1年生リエンテーション 11日(月) 1年生リエンテーション 保健日より 「健康診断について」 ★月指導の重点項目 ・保健意識の啓発 ・交通安全指導
5月	2日(月) 身体計測(午後) 1 2日(火) 検尿(2次) 治療勧告	19日(木) 大掃除(ワックス) 短縮授業 30日(月) 清掃強化週間 ～6月3日(金)	10日(火) 防犯・防災訓練	保健日より ★月指導の重点項目 ・基本的生活習慣の確立
6月	1日(水) 検尿(2次) 2日(木) 心臓検診(2次)(午後)	23日(木) 大掃除(ワックス)	22日(水) プール水質検査	保健日より ★月指導の重点項目 ・歯の健康の啓発、食中毒の予防
7月	8日(金) 事故防止検診(夏季合宿)	20日(水) 大掃除(ワックス)	5日(火) 心肺蘇生実習 14日(木) 安全衛生講習(リーダース講習会) 20日(水) 1学期末安全点検	保健日より ★月指導の重点項目 ・休暇中の生活、治療の指導
8月		29日(月) 大掃除(ワックス)、清掃用具点検		
9月	治療勧告書回収 21日(火) 事故防止検診(2年修学旅行)	29日(木) 大掃除(ワックス)	15日(木) 飲料水水質検査	保健日より ★月指導の重点項目 ・けがの予防、生活リズムの回復
10月			6日(木) 照度検査 2 7日(木) 防犯防災避難訓練	保健日より ★月指導の重点項目 ・目の健康の啓発、防災意識の啓発
11月		4日(金) 大掃除(ワックス) 短縮授業 14日(月) 清掃強化週間 ～18(金)		保健日より ★月指導の重点項目 ・かぜの予防の啓発、美化意識の向上
12月	15日(木) 事故防止検診(2年修学旅行)	22日(金) 大掃除(ワックス)	22日(金) 2学期末安全点検	保健日より ★月指導の重点項目 ・事故防止の啓発
1月		31日(月) 清掃分担変更 3年大掃除(ワックス)	24日(火) 空気検査	保健日より ★月指導の重点項目 ・かぜの予防と対策、室内換気の指導
2月		2日(木) 大掃除(ワックス) 23日(木) 大掃除(卒業式予行)		保健日より ★月指導の重点項目 ・保健意識の啓発
3月	5日(月) 事故防止検診(春季合宿)	6日(火) 通常清掃(ワックス) 15日(木) 大掃除 清掃用具の点検、	15日(火) 3学期末安点検	保健部総括 次年度健康診断準備

(7) 学校組織の運営方針

1. 学力向上のための組織改革

- (ア) 組織横断的な学力向上委員会を編成する。授業評価アンケートでの生徒の授業満足度の向上をめざした取り組みをおこなう。
- (イ) 指導教諭を中心として授業見学会を企画する。教員同士が「学び、教えあう」環境を整備する。
- (ウ) 新たな教育課題に機敏に対応できるよう、校外での研修への参加を奨励する。また、府教育センターでの研修の受講機会の拡大や校内研修の充実に努め、研修の成果等をすべての教職員が共有できるよう研修の参加方法や情報提供等の工夫を図る。
- (エ) 「E（教育）コース」申請に伴い、教育学関係の高大連携を選考実施する。
- (オ) 補習・講習のさらなる充実や家庭学習の進行管理を目的とする学年内の体制を確立する。

2. 自立・自己実現のための組織改革

- (ア) 発達障がい・抑うつ傾向等、支援を要する生徒を組織的にバックアップしていくために、支援教育の校内委員会を設置する。
- (イ) 「総合的な学習の時間」や「志（こころざし）学」等の活用による、「将来なりたい自分」の探求が、進路指導に連結するよう、学年組織と分掌組織の連携をより強化する。生徒の表現力向上のため、プレゼンテーション等の発表会を実施する。

3. 学校経営体制の確立と開かれた学校づくり

- (ア) 家庭や地域のニーズを踏まえ、当面する教育諸課題や、社会の変化に俊敏に対応するため、学校経営体制の整備、充実に努め、学校の教育目標の共有化を図り、校内組織を活性化し、学校経営の組織的な取り組みを推進する。
- (イ) 地域社会に開かれた学校づくりの指針として学校教育自己診断を実施し、診断結果とその分析に基づき、学校経営の改善に努める。また保護者や地域の人々とよく連携し、学校協議会を運営し、得られた提言を踏まえて学校経営を改善する。
- (ウ) 学校ホームページの内容を充実させ、最新の情報提供を行うとともに、インターネットを通じて寄せられる本校への関心や意見などを参考にして学校づくりを推進していく。その際、個人情報の取り扱いについて細心の注意を払う。

4. 危機管理体制の充実

- (ア) 警察等関係機関の職員、保護者、地域の犯罪の防止に関する自主的な活動機関と協力し、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努める。
- (イ) 生徒及び教職員の新型インフルエンザ等感染症や食中毒のり患、災害や万一の不審者侵入等の事件事故の危機について、危機対応マニュアルを作成し、緊急時の救急体制や防災体制の充実を図る。

(8) 教員の研修方針・研修計画

1. 教員の研修目標

- (ア) 教職員全体が、本校の教育目標について深く理解する契機となる研修を実施し、目前の課題の解決に向けて、初任者からベテラン教員までが活発に意見を交換できる場を設ける。
- (イ) O J Tを積極的に取り入れることで業務の円滑な遂行を実現するとともに、教職員同士が学び、教えあう環境を整備する。
- (ウ) 「大阪の教育力」向上プランに基づく府立学校訪問や授業評価等を契機として、教員全体の授業力の向上に取り組む。また、研究授業や公開授業を指導教諭を中心として積極的に実施する。
- (エ) 大阪府教育センター等が実施する研修及び各種研修会、他校の視察研究への積極的な参加を推進し、職員会議及び各種会議の場を利用して教職員全体での研修成果の共有をはかる。

2. 平成23年度教職員研修計画

実施日	内容	対象
4月4日	新転任オリエンテーション	新転任者
5月23日	教職員人権研修 富田林フィールドワーク	新転任者
7月4日	P T A保護者と教員の集い 有識者による講演と、生活規律の確立・学習習慣の定着等を 目標に保護者との話し合いによる研修	全教員
7月5日	心臓蘇生実習	未受講者
12月7日	特別支援教育研修 発達障がいについて 奈良文化女子短期大学 教授 国松 清子 氏（講演）	全職員
未定	学習指導研修 進路指導の情報交流、進路相談のすすめ方等についての研修	全教員
未定	生活指導研修 特別活動、とくにホーム・ルーム活動における各学年の実践 の報告・討議による研修	全教員